特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係る

ワークショップ等開催事業

応募書類記入要領・様式

特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

　応募書類記入要領

○企画書

　様式の記載例に従って[概要]と[本文]を作成してください。用紙サイズはＡ４両面を基本としてください。必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付してください。

　採択された場合は、原則として本企画書に従い事業を実施していただくことになるので、実現可能な内容としてください。採択後、事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合がありますのでご注意ください。

　記載内容の説明であるため、様式中のイタリック体（斜字体）は削除してください。

*（様式）*

番　　号

日　　付

特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

企画書

法人名　　○○○○

代表者名　○○○○

所在地　○○県○○市

連絡先　所　属

　　　　役　職

氏　名

　　　　所在地

　　　　ＴＥＬ　△△－△△△△－△△△△（代表）　内線△△△△

　　　　ＦＡＸ　△△－△△△△－△△△△

　　　　e－mail \*\*\*\*@\*\*\*\*\*\*\*\*

[概要]

特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等

開催事業企画書[概要]

|  |  |
| --- | --- |
| １．事業実施体制 | （１）法人組織図*（別添で組織図等の添付でも可）**法人内のどの部署が担当するのかについて記載し、補助金の事務処理等を行う経理部門についても記載してください。*（２）実施体制*（別添で体制図等の添付でも可）**本事業を実施する体制について、実施人員や業務分担など詳細に記載してください。なお、本事業を専任で行う者はその旨、本事業以外の業務を兼務する者はその従事割合が分かるように記載してください。* |
| ２．　事　　　業　　　内　　　容 | ①検討委員会の設置・運営 | *検討委員会の設置・運営について、会議開催の目的、構成委員、開催予定回数・時期・場所、検討事項などを記載してください。* |
| ②ワークショップの開催 | *各回のワークショップの開催について、開催目的、開催予定時期、開催予定場所、開催方法、ワークショップの対象(参加者)、ワークショップの内容、ワークショップの参加予定人数、評価方法等を記載してください。* |
| ③シンポジウムの開催 | *シンポジウムの開催について、開催目的、予定している時期、場所、開催方法、参加者数、シンポジウムの内容、周知方法、評価方法などを記載してください。* |
| ④その他 | *事業全体において、配慮や工夫している点等について記載してください。上記①～③に加えて組織定着化支援事業の推進に係る独自提案があれば記載してください。（上記①～③が基本の事業内容となるため、ここを重点項目として記載しないでください。）* |
| ３．過去の実績等 | *医療関係者を対象とした講習会やワークショップ、シンポジウム等の開催の経験や実績及び特定行為研修制度に関連する過去の取組の実績について、あれば記載してください。* |

*※この概要については、それぞれの項目のポイントとなる部分を簡潔に記載してください。詳細は本文に記載し、概要には参照ページを記載してください。*

*※別様で事業全体スケジュールも作成してください。（Ａ４で１枚、様式任意。）*

[本文]

１．本事業における目標

　*本事業の実施における目標を記載してください。*

２．本事業の実施体制

　*法人の組織体制や本事業を実施する部門等を記載し、補助金の事務処理等を行う経理部門についても記載してください。*

*また、本事業を実施する体制について、実施人員や業務分担など詳細に記載してください。なお、本事業を専任で行う者はその旨、本事業以外の業務を兼務する者はその従事割合が分かるように記載してください。*

３．事業内容・事業計画

　*公募要領にある事業内容やその他独自の事業について、具体的な実施方法・内容、スケジュールを記入してください。具体性に乏しい内容とならないよう注意してください。*

４．過去の実績等

*医療関係者を対象とした講習会やワークショップ、シンポジウム等の開催の経験や実績及び特定行為研修制度に関連する過去の取組の実績、その他、類似の国の委託事業又は補助事業の実績について、あれば記載してください。*

*※　別紙に基づき、積算を作成し添付してください。なお、対象とする経費が限られているので、作成に当たっては、公募要領「７　本事業に係る補助金の交付について」に留意してください。*

*※　本文については、上記の他に記入しておきたい項目を追加しても結構です。また、別に資料を添付することは制限しませんが、本文の参考資料という位置づけにして、過度な資料の添付は避けてください。*